

平和の森公園の利用ルール（案）の意見交換会等の結果及び  
バーベキューサイトの利用条件（案）について

平和の森公園の利用ルール（案）についての意見交換会・意見募集及び、指定管理者による公園利用者アンケートの意見を踏まえた、公園全体の利用ルール及びバーベキューサイトの利用条件（案）をとりまとめたので報告する。

今後、利用者等の声や利用実態を把握し、利用ルール及び利用条件の改善を行っていく。

1 意見交換会及び意見募集の結果

(1) 開催概要

①意見交換会

開催日時	会場	参加人数
令和2年8月1日（土）午後	新井区民活動センター	25人
令和2年8月5日（水）夜間	新井区民活動センター	19人

②意見募集

意見募集期間	意見提出方法	件数
令和2年8月3日（月） ～8月14日（金）	メール、FAX、 窓口持参	47件

(2) 意見の概要及び区の考え方

別紙1のとおり

2 公園利用者アンケートの結果

再整備後の公園の印象等について、指定管理者が公園利用者へアンケートを行った（回答数69人）。アンケート結果（抜粋）は別紙2のとおりである。

### 3 平和の森公園の利用ルール

意見を踏まえた、平和の森公園の利用ルール（案）からの変更点は次の表のとおりとし、変更後の平和の森公園の利用ルールは別紙3のとおりとする。

#### 【バーベキューサイト】

	変更前	変更後
利用期間	4月から11月まで	(変更無し)
利用時間	9時から17時まで	11時から16時まで
対象	—	申し込む際の代表者が区内在住・在学・在勤のいずれかであること
利用人数	—	1日あたり1サイト最大6名まで
管理等	事前予約制とする。	(変更無し)
	利用料金は無料とする。	(変更無し)
	器具類は、有料レンタルとし持ち込みは禁止とする。	(変更無し)
	無煙ロースター等を使用し、煙対策を行う。	(変更無し)
	利用時は、指定管理者が臨時のごみ集積所を設置する。	利用者自身が清掃することを案内する。発生したごみはレンタル品の返却とともに回収し、利用後には管理者がサイト及び周囲の確認を行う。

### 4 バーベキューサイトの利用条件（案）

バーベキューサイトの利用時の主な利用条件は次のとおりとし、違反者には注意を行い、改善がない場合は対象者を利用禁止とする。

- ・利用者は遵守事項に誓約したうえで申し込むこと。
- ・代表者は本人確認できる書類を提示し、利用者全員の氏名を提出すること。
- ・必ずレンタル用品を使用し、器具類を持ち込まないこと。
- ・食材は持ち込みのみとし、原則カットして持ち込むこと。
- ・バーベキューで調理した食品は、バーベキューサイト以外へ持ち出さないこと。
- ・レンタル用品は洗わず、そのまま返却すること。
- ・食べ残しや焼き残しを地面に捨てないこと。
- ・利用後は利用者自身で掃除すること。
- ・ごみは配布したごみ袋に分別し、レンタル用品の返却とともに持参すること。
- ・飲酒する場合は、節度を持つこと。
- ・バーベキューサイト内は禁煙とする。

### 5 バーベキューサイトの利用開始時期

バーベキューの利用ルール・マナーの啓発等を行う事業（10月25日、11月1日を予定）を実施した後、一般利用を開始する。実施する場合は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら運営する。

## 意見の概要及び区の考え方

(※同趣旨の意見は一括して記載)

## 1 草地広場（300mトラック及び100m走路含む）に関すること

No.	意見の概要	区の考え方
1	・利用者同士が衝突する恐れがあるため、安全対策とマナー向上が必要だが、対策が不十分である。	・利用者に対しては、巡回や園内放送などで十分な注意喚起を行っている。
2	・自由利用時は、スタッフが常駐するべき。	・2時間に1回程度の巡回に加え、清掃業務を行いながら巡回を実施しているため、常駐の配置は考えていない。
3	・トラックの内側に入りにくく、園外保育や遠足での利用ができず、小さな子どもの遊び場としての機能が失われている。	・トラックの外側も含め、いつでも自由に利用できることとしており、利用者は譲り合って利用することを基本とする。
4	・草地広場には、石や木化した植物があり、草も伸びすぎているため、子どもが安心して遊べない。	・施工後に整備業者が石等の除去を行ったが、取りきれていないものについては、見つけ次第除去し、安全確保に努める。
5	・草地広場内に新設された園内灯にぶつかる可能性がある。	・園内灯への衝突はこれまでに発生していないが、より安全性を高めるために保護カバーを設置する予定である。

## 2 バーベキューサイトの運営に関すること

No.	意見の概要	区の考え方
1	・コロナ禍で活動自粛を求めている行政が始める事業ではない。結論を急がなくて良い。	・運営開始時期については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況も踏まえながら判断する。当面の間は、3サイトで運営を行う等、感染症対策を行いながら運営する。
2	・一部の利用者の快樂のために、恒常的に近隣住民の環境悪化を強いているのは、公共施設のあり方として不適切。バーベキューサイトは不要である。	・実証実験の騒音及び臭気の測定結果は、規制基準値内に収まっていた。ルールやマナーの啓発を行うことにより、近隣にお住まいの方の不安を解消していく。

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営形態、罰則規定などの詳細が不明瞭である。近隣住民の生活、意見に寄り添った計画と、慎重な検討をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時に代表者の本人確認と、利用者全員の氏名を提出させ、利用ルールを記載した申込書にて申請を行わせる。</li> <li>・違反者には注意を行い、改善がない場合は対象者を利用禁止とする。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの放置など不適切な利用により、住民の生活が脅かされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者自身が清掃することを案内する。発生したごみはレンタル品の返却とともに回収し、利用後には管理者がサイト及び周囲の確認を行う。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区外から利用者が来ることで環境悪化が拡大する。区民の税金で作られているので対象を絞るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者が区内在住・在学・在勤のいずれかであることとし、1日あたり1サイト最大6名までとする。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館のクライミングウォールのように、初回利用時はマナー講習を必須とするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者には遵守事項に誓約してもらい、利用案内の配布を行う。また、利用ルールやマナー等の啓発を行う事業を定期的実施する予定である。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁酒、禁煙とするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒は禁止とせず、節度を持った利用の案内を行う。</li> <li>・バーベキューサイト内は禁煙とする。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが体験できる場や、家族の憩いの場として利用するべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーベキューサイトについては、利用期間中は安全管理上バーベキュー利用のみとし、利用期間外は自由に利用できるものとする。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が常時立ち会って、指導できるような体制が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用ルールやマナー等の啓発を行う事業を定期的実施することにより、適切な利用を周知する。</li> <li>・利用がある場合は、利用状況の注視や確認回数を増やす等の対応を行う予定である。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くにトイレが無いと、茂みの中で済まされてしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時に配布する利用案内で、総合体育館や公園内のトイレの場所を周知する。</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に意識を高く持ってもらうためにも有料とするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所代は無料だが、器具のレンタルは有料とする。</li> </ul>

### 3 バーベキュー実証実験に関すること

No.	意見の概要	区の考え方
1	・実証実験を周知した住戸にはアンケートを取るべき。	・ご意見はメール、電話、利用者アンケート等により常時承っており、一般利用開始後も引き続き伺っていく。
2	・実証実験で使用した器具は、無煙ロースターではない。	・無煙ロースターは煙の発生が少ない器具として認識している。 ・実証実験で使用した器具は、炭ではなくカセットガスが燃料である。油が水皿に落ちることで煙を抑える仕様である。
3	・専門家を入れた検討を行うべき。	・実証実験では、騒音や臭気の資格を有する専門業者を入れて測定したところである。
4	・総合体育館側のマンションや、妙正寺川の川向こうでも臭いがしたという人がいた。	・当該マンションまで臭いは届かないことを専門業者に確認している。妙正寺川の川向こうにおいても専門業者が調査したが、臭いは確認されなかった。

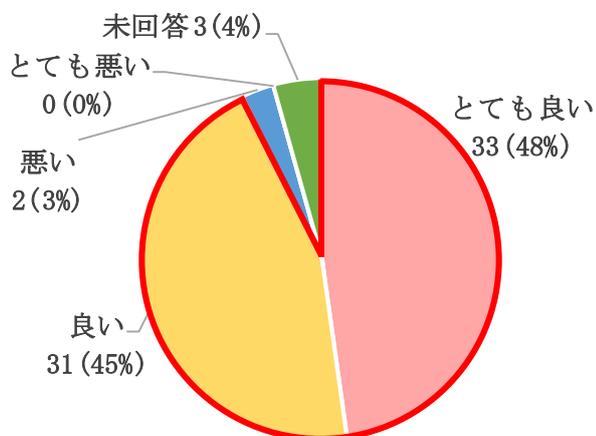
### 4 その他の施設や公園全体に関すること

No.	意見の概要	区の考え方
1	・公園での禁止事項の表示が分かりにくい。	・実態を確認しながら改善を図っていく。
2	・滑り台が高く、角度があり、怪我をする可能性がある。また、コンクリートのため日中は熱くて使用できない。	・安全に楽しく利用していただきたいと考えている。表面が熱い場合は、注意喚起を行っていく。
3	・多目的運動広場のナイター利用時の夜間照明が眩しい。	・利用者の安全も確保しながら、必要に応じて照明の向き調整等を検討していく。
4	・多目的運動広場は、午前中は園児利用の時間としてほしい。	・平日の午前は団体利用が少ないので、専用の柵を設けることは考えていない。
5	・水遊び場に着替える場所と日陰がほしい。	・着替え場所や日陰を確保する方法は、今後の利用実態などを踏まえて検討していく。
6	・小多目的広場でのゲートボール利用時に、球が駐車場に出ないか心配。	・球が越えないよう段差が設けられており、設計上は問題ないと考えている。今後の利用実態などを踏まえ、必要に応じて検討していく。

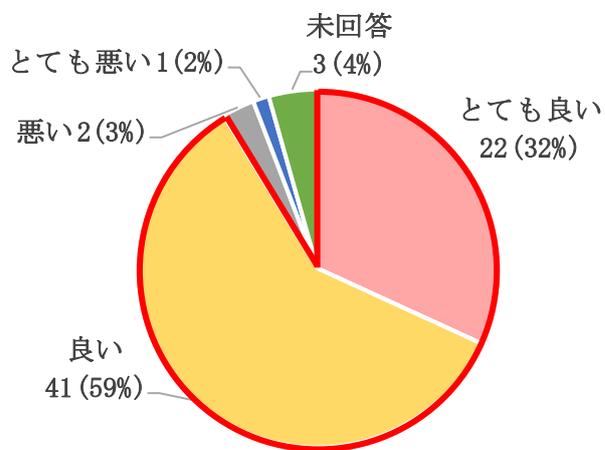
公園利用者アンケートの結果（抜粋）

公園のリニューアルについて

■公園の雰囲気について

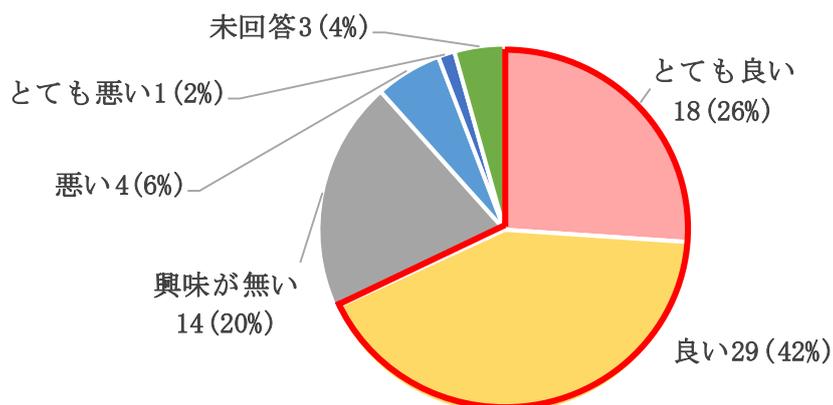


■利用しやすさについて



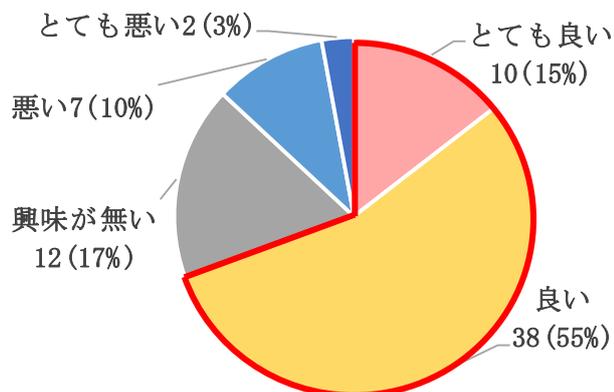
300mトラック・100m走路について

■整備されたことについて

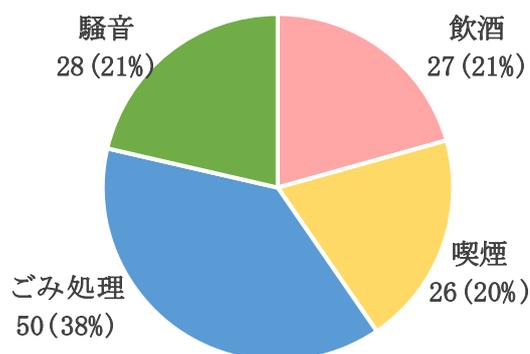


バーベキューサイトについて

■利用できることについて



■必要だと思うルール（複数回答可）



## 平和の森公園の利用ルール

(※変更箇所には下線を表記)

## (1) 公園全体の主な利用ルール (禁止行為)

これまで平和の森公園で運用されてきた利用ルールを継承する。

- ・野球、サッカー、ゴルフ練習等の球技
- ・スケートボード、ローラースケート等での走行
- ・車、バイク、自転車等の車両の乗り入れや走行
- ・草地広場及びその周囲の園路への犬の連れ込み など

## (2) 多目的運動広場の主な利用ルール

これまで運用されてきた利用ルールを継承する。

## ①利用種目 (団体利用)

野球、少年サッカー、フットサル、グラウンドゴルフ等、その他スポーツ以外に防災訓練などの利用

## ②利用時間帯枠数 (団体利用)

9時から21時まで (2時間を1枠とし、1日4枠まで利用可)

## ③自由利用時間帯

毎週水曜日及び土曜日の午後 (13時から17時まで、6月から8月は13時から19時まで)

団体利用がない時間帯は、17時まで (6月から8月は19時まで) 自由利用時間とする。

## (3) 草地広場

草地広場 (300mトラック及び100m走路を含む) は、原則、自由利用とする。区民や他の利用者が自由に参加できる催し等については、例外的に占有利用として扱う。

## ①占有利用の想定

対象の想定：区民等が自由に参加できるスポーツ大会、その他イベントなど  
 周知方法：現地への掲示、ホームページへの掲載、指定管理者巡回、園内放送等

## ※部活動の利用について

自由利用扱いとする。生徒のみでの利用とならないよう、教員や顧問等、監督者の管理のもとで利用する。

## ②安全対策の考え方

- ア 自由利用時 指定管理者が巡回等必要な注意を促し、利用者は譲り合いながら利用する。
- イ 占有利用時 占有利用者が提出する安全対策計画に基づき、自ら安全対策を行う。

※指定管理者は、自由利用時や占有利用時を問わず、安全確保に努める。

#### (4) バーベキューサイト

- ①利用期間：4月から11月まで
- ②利用時間：11時から16時まで
- ③対象：申し込む際の代表者が区内在住・在学・在勤のいずれかであること
- ④利用人数：1日あたり1サイト最大6名まで
- ⑤管理等：
  - ・事前予約制とする。
  - ・利用料金は無料とする。
  - ・器具類は、有料レンタルとし持ち込みは禁止とする。
  - ・無煙ロースター等を使用し、煙対策を行う。
  - ・利用者自身が清掃することを案内する。発生したごみはレンタル品の返却とともに回収し、利用後には管理者がサイト及び周囲の確認を行う。

#### (5) 小多目的広場

- ①利用期間：1年中利用可（12月29日から1月3日を除く）
- ②利用時間：平日の8時30分から21時までとするが、地域の催し等は土日祝日も可とする。
- ③管理等：
  - ・非常時は、駐車場エリアを含めた全体を大型車の臨時駐車場として利用する。
  - ・ゲートボールにも利用できるよう管理する。

#### (6) 水遊び場

- ①利用期間：GW頃から9月末頃まで
- ②利用時間：10時頃から16時30分頃まで
- ③管理等：
  - ・利用期間のうち、特に利用者が多い日（土日祝日、夏休み期間など）は、監視員を1人以上配置し、利用ルール・マナーの周知を行う。
  - ・利用者はサンダルやマリンシューズを着用することとする。
  - ・衛生管理上、犬等のペットの入水は不可とする。

#### (7) 犬の広場

- ①利用期間：1年中利用可
- ②利用時間：指定なし
- ③管理等：
  - ・大型犬と小型犬でエリアを分けて利用することとする。
  - ・糞は飼い主の責任で持ち帰ることとする。